

用語解説（分かりやすい文章、事例等を入れて）

企画経営部 行革推進課・財政課

①「計画的な財源対策」とは

個所：「財政見通し」 2 財政見通しの基本的考え方

財政見通しは、今後10年間の歳入及び歳出を予想し、収支を見積もることにより、持続可能で安定的な財政運営を行うことを目的の一つとしていますが、総事業費ベースでは市の負担額がどのぐらいになるのかわかりにくいので、一般財源ベースで見込んでいます。この一般財源ベースの収支差の状況について、いつぐらいの時期に計画的に対応していく必要があるのかを検討し、対策を講じていくという意味で「計画的な財源対策」としてしています。

②「減量型の行財政改革の限界」とは

個所：「宝塚市行財政経営方針」 2-1 財政基盤、
「財政見通し」 9 行財政経営基盤の強化に向けた取組について

減量型の行財政改革とは、削減することを第一義的な目的とする行財政改革のことを述べています。

「減量型の行財政改革の限界」とは、今後、財源をはじめとする経営資源が限られていく中においては、削減することを主目的とするのではなく、成果を重視し、将来に成果を生み出すことが見込まれる事業や分野に対して限られる経営資源を適正に配分することが重要となることを示したものです。

財源不足の原因は限られた経営資源を適正に配分できていない結果であり、そのような結果にならないよう、将来を見据えて限られていく経営資源を適正に配分し、総合計画に掲げる目指すまちの姿を実現するために行財政経営を進めていく必要があります。

③「成果重視」、「成果の視点」とは

個所：「財政見通し」 9 行財政経営基盤の強化に向けた取組について

経営資源が限られる中、総合計画を着実に実現するためには、事業の成果を明確にしていくことが重要となります。しかしながら、現在の本市の事業の評価状況については実施した回数などの「活動数」はあるものの、事業実施により、どのような成果があったのか、どのような効果につながったのかを測れていない事業が多くなっています。

「成果重視」とは、今後データなどを活用し、事業実施が市民の皆様にもどのような成果が

あるのかを明確にするとともに、成果が上がっていない事業や成果が明確でない事業については他の事業を考えるなど、成果を重視して事業の見直しや変革をすることで、限られる経営資源の適正配分をしていくということです。

次に、「成果の視点」とは、現在、裁量経費の上乗せ、横出し事業について事業の検証を進めているところですが、事務事業について、次の視点を基に検証することとしています。

- 1 政策実現に向けての役割とその成果を明らかにする視点
- 2 事務事業の成果を市民全体や地域に対して説明するという視点
- 3 限られる財源や人材などの経営資源で成果を最大化する視点

④「市民と行政が共有する」とは

個所：「財政見通し」 1 はじめに

まちづくりは、市民との協働で進めることが基本であり、そのために前提となるのは情報共有です。「市民と行政が共有する」とは、財政に係る諸課題（人口減少と少子高齢化の影響、建物施設やインフラ施設の老朽化、新ごみ処理施設の建設等）について、市民の皆様と共有することであり、今後、様々な取組を進める上で大変重要なことであると認識しています。

⑤「一定の基準に基づき」とは（使用料や手数料などの受益者負担の適正化）

個所：「宝塚市行財政経営方針」 2－1 財政基盤

「財政見通し」 9 行財政経営基盤の強化に向けた取組について

「一定の基準に基づき」とは、受益者負担適正化ガイドラインにより、受益者に対してどの程度の負担を求めていくのかについての基準を示すことで、使用料や手数料などの受益者負担を適正化することです。

例えば、使用料の算定は、原則として、減価償却費を含む原価に受益者負担率をかけたものとしています。受益者負担率の基準については、民間で同種のサービスが提供されていて、趣味やレクリエーションの場として利用される施設の受益者負担率は高く、反対に民間での同種のサービスの提供がなく、市民が日常生活を営む上で生活水準を確保するために必要な施設の受益者負担率は低くなります。

また、手数料の算定は、原則としては原価と同じになりますが、近隣市との均衡を考慮して決定することとしています。

⑥「宝塚市行財政経営方針」2-1「財政基盤」の「新しい技術や手法の活用、民間との連携」とは

個所：「宝塚市行財政経営方針」 2－1 財政基盤

「新しい技術や手法の活用」とは、RPA や AI といった新しい技術の活用やデータに基づく政策立案、PDCA サイクルの強化といったことを示しています。

「民間との連携」とは、地域課題などの解決に向けて、エイジフレンドリーシティをはじめとして、SDGs の取組を事業者等と推進し、持続的に発展できるまちづくりを実現しているとする取組です。

現在、本市では、武庫川女子大学、大塚製薬株式会社などと包括連携協定を締結し、こうした取組を進めているところです。

⑦「財政規律」の「普通交付税措置のある地方債」とは

個所：「財政規律」 2 地方債の発行方針

「財政規律」の「普通交付税措置のある地方債」とは、普通交付税を算定する上での基準財政需要額に元利償還金の一部が算入される地方債のことを言います。地方債の種類は複数あり、地方債によって後年度の元利償還金に算入される割合（国が措置してくれる割合）が多い有利な地方債とそうでない地方債があります。

例えば「緊急防災・減災事業債」という防災、減災のための地方単独事業に使える地方債は対象事業費に対して充当率 100%の地方債を発行することができ、後年度に元利償還金の 70%が算入されますが、「公営住宅建設事業債」という、公営住宅の建設に関連する事業に使える地方債は、対象事業費に対して充当率 100%の地方債を発行できることは同じですが、後年度の元利償還金に対する算入はありません。

また、国が年度途中で編成する補正予算にもとづく事業の場合、地方債の充当率が上がることや、通常の地方債よりも交付税に多く算入される有利な場合がありますので、それらをうまく活用し、一般財源の確保に努めてまいります。